#### 平成27年第3回

#### 石川県議会定例会議案

#### 目 次

議案番号	件	名	頁
議案第1号	石川県税条例等の一部を改	Eする条例について	1
議案第2号	半島振興対策実施地域におり	ナる県税の課税の特例に関する条例等の-	一部を改正
	する条例について		9
議案第3号	中心市街地における県税の記	課税の特例に関する条例を廃止する条例 <i>に</i>	こついて13
議案第4号	財産の取得について(環境)	<b>放射線監視ネットワークシステムの一部</b> 身	<b></b> 更新) · · · · · · 15
議案第5号	損害賠償額の決定について・		17
議案第6号	損害賠償額の決定について・		19
報告第1号	平成26年度石川県一般会計	輔正予算(第8号)の専決処分の報告につ	ついて21
報告第2号	石川県税条例の一部を改正で	する条例の専決処分の報告について	27
報告第3号	損害賠償額決定の専決処分の	の報告について	33
報告第4号	「請負契約の締結について」	の議決の一部変更の専決処分の報告につ	ついて35
報告第5号	損害賠償額決定の専決処分の	の報告について	37
報告第6号	県営住宅の明渡し等請求事件	牛に係る訴えの提起の専決処分の報告につ	ついて39
報告第7号	損害賠償額決定の専決処分の	の報告について	•••••41
報告第8号	損害賠償額決定の専決処分の	の報告について	·····43
報告第9号	平成26年度石川県一般会計紀	粟越明許費繰越計算書について	·····45
報告第10号	平成26年度石川県一般会計	事故繰越し繰越計算書について	59
報告第11号	平成26年度石川県流域下水流	道特別会計繰越明許費繰越計算書について	c·····61
報告第12号	平成26年度石川県公営競馬特	寺別会計繰越明許費繰越計算書について…	63
報告第13号	平成26年度石川県港湾整備特	寺別会計繰越明許費繰越計算書について…	65
報告第14号	平成26年度石川県水道用水作	<b>共給事業会計予算繰越計算書について</b>	67

議案第一号

石川県税条例等の一部を改正する条例について

石川県税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十七年六月九日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県税条例等の一部を改正する条例

(石川県税条例の一部改正)

第一条「石川県税条例(昭和二十九年石川県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第四十条第二項に次のただし書を加える。

ただし、同法第六十条の二から第六十条の四までの規定の例によらないものとする。

第五十四条の十二第一項中「あつては」を「おいて」に改め、「取り扱う者」の下に「がある

ときは、その者一を加える。

「百分の〇・四」に改め、同号八中「百分の三・一」を「百分の一・九」に改める。三項第一号イ中「百分の〇・七二」を「百分の〇・九六」に改め、同号ロ中「百分の〇・三」を「百分の二・三」を「百分の一・四」に、「百分の三・一」を「百分の一・九」に改め、同条第分の〇・三」を「百分の〇・四」に改め、同号ハの表中「百分の一・六」を「百分の〇・九」に、第五十八条第一項第一号イ中「百分の〇・七二」を「百分の〇・九六」に改め、同号ロ中「百

る。第六十三条の二中「第七十二条の二第九項第一号」を「第七十二条の二第十項第一号」に改め

まで一に改める。第六十六条中「第七十二条の二第七項から第九項まで」を「第七十二条の二第八項から第十項

免除されるものを除く。)」を加え、「同項第二号」を「消費稅法第二条第一項第二号」に改める。年法律第三十七号)その他の法律又は条約の規定により消費稅を課さないこととされるもの及びめ、「規定する課稅貨物」の下に「(輸入品に対する内国消費稅の徴収等に関する法律 (昭和三十以外のものをいう。)」を加え、「同法第九条第一項本文」を「消費稅法第九条第一項本文」に改同法その他の法律又は条約の規定により消費稅を課さないこととされるもの及び免除されるものものさいう。)及び特定課稅仕入れ(消費稅法第五条第一項に規定する特定課稅仕入れのうち、の他の法律又は条約の規定により消費稅を課さないこととされるもの及び免除されるもの以外のの他の法律又は条約の規定により消費稅を課さないこととされるもの及び免除されるもの以外のうち、特定資産の譲渡等(同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等をいう。)並びに同法そ条六十七条の二第一項中「行つた」の下に「課稅資産の譲渡等(」を、「譲渡等」の下に「の

十七条の十四の四第一項」に改める。附則第九条の二第二項及び第九条の二の二第二項中「第三十七条の十四の三第一項」を「第三

附則第十一条の二から第十一条の五までを削る。

附則第十六条から第十八条までを次のように改める。

(狩猟税の課税免除)

- わらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さないものとする。成三十一年三月三十一日までの間に行われた場合においては、第百九十条第一項の規定にかか条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。)に係る狩猟者の登録が、平成二十七年四月一日から平に狩猟の適正化に関する法律(次項及び次条において「鳥獣保護管理法」という。)第五十六害防止特措法」という。)第九条第六項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びの防止のための特別措置に関する法律(平成十九年法律第百三十四号。次項において「鳥獣被第十六条 知事は、県内の市町に所属する対象鳥獣捕獲員(鳥獣による農林水産業等に係る被害
- しては、狩猟税を課さないものとする。 三十一日までの間に行われたときは、第百九十条第一項の規定にかかわらず、当該従事者に対徳等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成二十七年五月二十九日から平成三十一年三月定する従事者証(次条第二項において「従事者証」という。)の交付を受けた当該認定鳥獣捕た場合において、同条第八項(鳥獣保護管理法第十四条の二第九項又は鳥獣被害防止特措法第の二第九項の規定により鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受けた者とみなされを含む。次条第一項において同じ。)の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法第十四条理法第九条第一項(鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第二項において同じ。)が、県の区域を対象として鳥獣保護管息は無後等事法者(鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定

(狩猟税の税率の特例)

の対象となる狩猟期間(鳥獣保護管理法第二条第九項に規定する狩猟期間をいう。以下この項という。) の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録る。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録(以下この項において「軽減税率適用登録」項に規定する税率に二分の一を乗じた税率(以下この項において「軽減税率」という。) とすらいう。) を行った場合における狩猟税の税率は、第百九十条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等(以下この条において「許可捕獲等」をにおいて「特定捕獲等期間」という。) に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第九条第一この項において「狩猟者登録の申請書」という。) を提出する日前一年以内の期間(以下このであつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第五十六条に規定する申請書(以下であって、当該将軍の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第五十六条に規定する中間書

登録を受けた場合にあつては、この限りでない。において同じ。)の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の

同項に規定する従事者証の交付を受けて一と読み替えるものとする。事業者を除く。)の従事者(鳥獣保護管理法第九条第八項に規定する従事者をいう。)として、同じ。)に規定する者(鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等関する法律第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において管理法第十四条の二第九項又は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置にて準用する。この場合において、前項中「受け、」とあるのは、「受けた同条第八項(鳥獣保護事者証の交付を受けて特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた場合における狩猟税の税率につい九条第八項に規定する従事者をいい、認定鳥獣捕獲等事業者に係るものを除く。)として、従出項の規定は、狩猟者の登録を受ける者が、県の区域において、従事者(鳥獣保護管理法第22

#### 第十八条 削除

(石川県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

に改正する。第二条 石川県税条例の一部を改正する条例(平成二十五年石川県条例第十号)の一部を次のよう

附則第一項ただし書中「平成二十七年十月一日」を「平成二十九年四月一日」に改める。

(権行期日)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日

から施行する。

宝 宝

- び附則第六項の規定。平成二十七年十月一日第一条中石川県税条例第六十七条の二第一項の改正規定(譲渡割に関する部分に限る。)及
- び附則第三項の規定。平成二十八年一月一日一一第一条中石川県税条例第四十条第二項及び第五十四条の十二第一項の改正規定並びに次項及
- 一日までを削る改正規定並びに附則第五項及び第七項から第十九項までの規定 平成二十八年四月三 第一条中石川県税条例第五十八条の改正規定及び同条例附則第十一条の二から第十一条の五
- 則第四項の規定。平成二十九年一月一日四、第一条中石川県祝条例附則第九条の二第二項及び第九条の二の二第二項の改正規定並びに附

(県民税に関する経過措置)

- の県民税については、なお従前の例による。は、平成二十八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十七年度分までの個人2 第一条の規定による改正後の石川県税条例(以下「新条例」という。)第四十条第二項の規定
- 3 新条例第五十四条の十二第一項の規定は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日以後に支

けるべき特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収については、なお従前の例による。払を受けるべき特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収について適用し、同日前に支払を受

の例による。 分の個人の県民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の県民税については、なお従前4 新条例附則第九条の二第二項及び第九条の二の二第二項の規定は、平成二十九年度以後の年度

(事業税に関する経過措置)

従前の例による。 法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお第五十八条の規定は、附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る5 附則第一項第三号に掲げる規定の近行の日以後に開始する事業年度に係る5 附則第一項第三号に掲げる規定による改正後の石川県税条例(以下「二十八年新条例」という。)

(地方消費税に関する経過措置)

客税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。) に係る地方消費税については、入れをいう。) に係る地方消費税について適用し、同日前に事業者が行った課税資産の譲渡等 (消う。) 以外のものをいう。) 及び特定課税仕入れ (新消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕項において「新消費税法」という。) 第二条第一項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等をい第九号。以下「所得稅法等改正法」という。) 第四条の規定による改正後の消費稅法 (以下この資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等 (所得稅法等の一部を改正する法律 (平成二十七年法律課稅資産の譲渡等 (消費稅法 (昭和六十三年法律第百八号) 第二条第一項第九号に規定する課稅者 (個人事業者 (事業を行う個人をいう。) 及び法人をいう。以下この項において同じ。) が行うる 新条例第六十七条の二第一項の規定は、附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日以後に事業

(県たばこ税に関する経過措置)

- たばこ祝については、なお従前の例による。 則第十一条の五に規定する喫煙用の紙巻たばこ(以下「紙巻たばこ三級品」という。)に係る県第一項第三号に掲げる規定による改正前の石川県税条例(以下「二十八年旧条例」という。)附り 別段の定めがあるものを除き、平成二十八年四月一日前に課した、又は課すべきであった附則
- +八年薪条例第八十四条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。 項に規定する完渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ三級品に係る県たばこ税の税率は、II ⊗ 次の各号に掲げる期間内に、II十八年薪条例第八十一条第一項に規定する完渡し又は同条第II
  - 一 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで 千本につき四百八十一円
  - 1) 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで、十本につき五百五十一円
  - 三 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで 千本につき六百五十六円
- に規定する完渡し若しくは消費等(二十八年旧条例第八十五条第一項第一号及び第二号に規定すり、平成二十八年四月一日前に二十八年旧条例第八十一条第一項に規定する売渡し又は同条第二項

- る紙巻たばこ三級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされ販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出者がある場合において、これらの者が所得稅法等改正法附則第五十二条第一項の規定により製造十八年薪条例第八十一条第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業る売渡しを除く。)が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(二
- 書を平成二十八年五月二日までに、知事に提出しなければならない。する小売販売業者の営業所ごとに、規則で定める様式によって、次に掲げる事項を記載した申告い 前項に規定する者は、当該紙巻たばこ三級品の貯蔵場所又は当該紙巻たばこ三級品を直接管理
  - **標準となるものの本数** 一所持する紙巻たばこ三級品の本数及び当該紙巻たばこ三級品の本数のうち県たばこ税の課税
  - 額 | 前号の課税標準となる紙巻たばこ三級品の本数により算定した前項の規定による県たばこ税
  - 三 その他参考となるべき事項
- した同項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。 1 前項の規定による申告書を提出した者は、平成二十八年九月三十日までに、当該申告書に記載
- は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。る。この場合において、次の表の上欄に掲げる二十八年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句八十五条まで、第八十六条の二、第八十六条の五及び第八十六条の六の規定を除く。) を適用すののほか、二十八年新条例の規定中県たばこ祝に関する部分(二十八年新条例第八十三条から第2 附則第九項の規定により県たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するも

一項第八十六条の三第	の規定によって申告書前条第一項から第三項まで	いう。) 附則第十項の規定によつて申告書の条において「平成二十七年改正条例」と成二十七年石川県条例第 号。以下こ石川県税条例等の一部を改正する条例(平
	るの規定によつて申告納付す前条第一項から第三項まで	一項の規定によつて申告納付する平成二十七年改正条例附則第十項及び第十
三項第八十六条の三第	前条第一項から第三項まで	平成二十七年改正条例附則第十項

ものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、二十八年新条例第八十六条のた紙巻たばこ三級品のうち、附則第九項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべき以 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡し

書類を添付しなければならない。るところにより、当該返還に係る紙巻たばこ三級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則の一部を改正する省令(平成二十七年総務省令第三十八号)附則第五条第四項に規定す者等が二十八年新条例第八十六条の二各項の規定により知事に提出すべき申告書には、地方稅法ばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業で、さ島見たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県た工の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ三級品につき納付された、又は納付される

- 与使したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につきしたものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売きは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡先ばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなると第八項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条る売渡しを除く。以下同じ。)が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販に規定する売渡し若しくは消費等(二十八年新条例第八十五条第一項第一号及び第二号に規定する
   平成二十九年四月一日前に二十八年新条例第八十一条第一項に規定する売渡し又は同条第二項
- 同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれい 附則第十項から第十三項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準

- 医二角	<b></b>	<b><u>客</u></b>
	平成二十八年五月二日	平成二十九年五月一日
- 医二十二甲	平成二十八年九月三十日	平成二十九年十月二日
附則第十二項の表	附則第九項	<b><u>客</u></b>
以外の部分	同項から前項まで	同項並びに附則第十項及び前項
附則第十二項の表	<u> </u>	附則第十五項において準用する附則第十項
附則第十三項	附則第九項	<b> </b>

きは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなると第十項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販的 平成三十年四月一日前に二十八年薪条例第八十一条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に

百五円とする。り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につきしたものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売

同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれい 附則第十項から第十三項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準

	<b></b>	<b><u>客</u></b>
	平成二十八年五月二日	平成三十年五月一日
<b>密川第十一</b>	平成二十八年九月三十日	平成三十年十月一日
附則第十二項の表	附則第九項	<u>客</u> 黑第十六型
以外の部分	同項から前項まで	同項並びに附則第十項及び前項
附則第十二項の表	<b>医圆第十</b> 原	附則第十七項において準用する附則第十項
<b>室里等于三面</b>	附則第九項	<b><u>客</u></b>

- つき二百四円とする。
  該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本にり渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当るときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとな条第十二項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得稅法等改正法附則第五十二に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売25平成三十一年四月一日前に二十八年新条例第八十一条第一項に規定する売渡し又は同条第二項
- 同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれい 附則第十項から第十三項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準

<b>室里等</b>	<b>温</b> 樹	附則第十八項
	平成二十八年五月二日	平成三十一年四月三十日
<b>客門第十一</b> 面	平成二十八年九月三十日	平成三十一年九月三十日
附則第十二項の表	附則第九項	附則第十八項
以外の部分	同項から前項まで	同項並びに附則第十項及び前項
附則第十二項の表	<u> </u>	附則第十九項において準用する附則第十項
<u>客</u> 三十三百	附則第九項	附則第十八項

(狩猟税に関する経過措置)

- については、なお従前の例による。対して課すべき狩猟税について適用し、同日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税の 新条例附則第十六条第一項の規定は、平成二十七年四月一日以後に狩猟者の登録を受ける者に
- 者に対して課すべき狩猟税について適用する。3 新条例附則第十六条第二項の規定は、平成二十七年五月二十九日以後に狩猟者の登録を受ける
- し、狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。2 新条例附則第十七条の規定は、平成二十七年四月一日以後に狩猟者の登録に係る申請書を提出
- 33.平成二十七年四月一日から同年五月二十八日までにおける新条例附則第十六条第一項及び第十 七条の規定の適用については、新条例附則第十六条第一項中「次項に」とあるのは「次条に」と、 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(次項及び次条において「鳥獣保護管理 法一とあるのは「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(次条において「鳥獣保護法」と、 薪条例附則第十七条第一項中「鳥獣保護管理法第五十六条|とあるのは「鳥獣保護法第五十六条| と、「鳥獣保護管理法第九条第一項」とあるのは「鳥獣保護法第九条第一項(鳥獣被害防止特措 法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) | と、「鳥獣保護管理法第二条 第九項―とあるのは「鳥獣保護法第二条第五項―と、同条第二項中「鳥獣保護管理法第九条第八 項|とあるのは「鳥獣保護法第九条第八項|と、「に規定する従事者をいい、認定鳥獣捕獲等事 業者に係るものを除く」とあるのは「(鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替え て適用される場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する従事者をいう」と、「、従事者 証一とあるのは「、鳥獣保護法第九条第八項に規定する従事者証」と、「同条第八項(鳥獣保護 管理法第十四条の二第九項又は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関 する法律」とあるのは「鳥獣保護法第九条第八項(鳥獣被害防止特措法」と、「者(鳥獣保護管 理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者を除く。) | とあるのは「者 | と やる。

#### 提案理由

並びに狩猟税の軽減措置の拡充等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。地方税法等の一部改正に伴い、法人事業税の税率の改正及び地方消費税率引上げの施行日の変更

議案第二号

を改正する条例について半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例等の一部

うに制定する。 半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例等の一部を改正する条例を次のよ

平成二十七年六月九日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

例 半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例等の一部を改正する条

(半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例の一部改正)

第五十一号)の一部を次のように改正する。第一条 半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例(昭和六十一年石川県条例

の下に「施設又は」を加え、同条に次の各号を加える。という。)内において当該認定産業振興促進計画に定められた次に掲げる事業」に改め、「供する」に記載された同法第九条の二第二項第一号に掲げる計画区域(次条第二号において「計画区域」する認定産業振興促進計画(以下この条及び次条において「認定産業振興促進計画」という。)四号及び次条において「半島振興対策実施地域」という。)に係る同法第九条の五第一項に規定第一条中「として指定された区域内において製造の事業又は旅館業(下宿営業を除く。)」を「(第

- 一製造の事業
- う業種をいう。)に属する事業
   (平成七年自治省令第十六号。次号において「省令」という。)第三条に規定するものを行て半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令ス業(インターネットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業活動であつ
   1 有線放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業又はインターネット付随サービ
- う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の省令第四条に規定する事業三 前号に規定する業種以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により行
- 地域以外の地域の者に販売することを目的とする事業くは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に当該半島振興対策実施四 当該半島振興対策実施地域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若し
- 五 旅館業 (下宿営業を除く。)

該特別償却設備」に改め、同条に次の各号を加える。た場合には計画期間の初日からその取り消された日までの期間とする。)」に、「当該設備」を「当規定により当該認定産業振興促進計画に係る同法第九条の五第一項に規定する認定を取り消されからその設当しないこととなった日までの期間とし、同月三十一日前に同法第九条の七第一項の(当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該計画期間とし、同日前に半島振興対間 (以下この条において「計画期間」という。)の初日から平成二十九年三月三十一日までの間間」を「認定産業振興促進計画に記載された半島振興法第九条の二第二項第四号に掲げる計画期間」を「認定産業振興促進計画に記載された半島振興法第九条の二第二項第四号に掲げる計画程序ある法人にあっては二千万円とする。)以上」を「次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該という。)が千万円超五千万円以下である法人にあっては千万円とし、資本金の額等が五千万円用に供する施設又は設備」に、「五百万円(資本金の額又は出資金の額(以下「資本金の額等)集二条上、完備、前条に掲げる事業の用に供するものに限る。)」を「前条各号に掲げる事業の第二条中「設備(前条に掲げる事業の用に供するものに限る。)」を「前条各号に掲げる事業の書

- 額等が五千万円超である法人にあつては二千万円とする。)以上のもの金の額等」という。)が千万円超五千万円以下である法人にあつては千万円とし、資本金の一前条第一号又は第五号に掲げる事業 五百万円(資本金の額又は出資金の額(以下「資本
- 料若しくは材料とするものに限る。) 五百万円以上のもの振興促進計画に記載された計画区域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原二一前条第二号から第四号までに掲げる事業(同条第四号に掲げる事業にあつては、認定産業

(週疎地域自立促進のための県稅の課稅の特例に関する条例及び原子力発電施設等立地地域におけ

- に改める。第二条 次に掲げる条例の規定中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」る県税の課税の特例に関する条例の一部改正)
  - 号)第二条第一項過疎地域自立促進のための県税の課税の特例に関する条例(平成十二年石川県条例第三十六
  - 第十一号)第二条
    一一原子力発電施設等立地地域における県税の課税の特例に関する条例(平成十五年石川県条例)

第 票

- の特例に関する条例第二条の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。 県税の課税の特例に関する条例第二条第一項及び原子力発電施設等立地地域における県税の課税る県税の課税の課税の特例に関する条例並びに第二条の規定による改正後の過疎地域自立促進のための1、この条例は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の半島振興対策実施地域におけ
- 規定は、平成二十七年四月一日以後に同条例第二条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設2 第一条の規定による改正後の半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例の

は、なお従前の例による。 税の課税の特例に関する条例第二条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者についてする者について適用し、同日前に第一条の規定による改正前の半島振興対策実施地域における県

#### 提案理由

が、この条例案を提出する理由である。改正に伴い、県税の課税の特例措置の適用期限の延長及び対象事業の追加を行う必要がある。これ半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部

#### 議案第三号

いて中心市街地における県税の課税の特例に関する条例を廃止する条例につ

中心市街地における県税の課税の特例に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。

平成二十七年六月九日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

中心市街地における県税の課税の特例に関する条例を廃止する条例

する。中心市街地における県税の課税の特例に関する条例(平成十九年石川県条例第十六号)は、廃止

密 三

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。中心市街地における県税の不均一課税の適用期限が経過したことに伴い、課税の特例措置を廃止

### 議案第4号

財産の取得について

志賀原子力発電所周辺の環境放射線監視のため、次の財産を取得する。

平成27年6月9日提出

1 財産の種類及び数量

刪

띰

\*

石川県知事

環境放射線監視ネットワークシステムの一部更新一一式

取得金額 166,320,000円

取得の相手方

東京都千代田区丸の内一丁目6番6号

株式会社 日立製作所

代表執行役執行役社長 東 原 飯 昭

上記代理人 金沢市広岡三丁目1番1号株式会社 日立製作所金沢支店

支店長 山 田 隆 士

## 議案第5号

## 損害賠償額の決定について

石川県立中央病院で発生した医療事故に係る損害賠償額等は、次のとおりとする。

平成27年6月9日提出

石川県知事 谷 本 正

刪

- 相手方
- 9,785,461円

額

讏

鼎

3 賠償責任発生の事実等

石川県立中央病院に入院していた患者に、平成24年3月15日の手術後、神経根断裂及び硬膜損傷による後遺症が残った医療事故について、本件後 遺症と相当因果関係のある治療に要した診療費の個人負担分を請求しないこととし、損害賠償金を支払うもの

### 議案第6号

## 損害賠償額の決定について

平成26年12月12日発生の事故に係る国家賠償法(昭和22年法律第125号)第2条第1項の規定による損害賠償額は、次のとおりとする。

平成27年6月9日提出

石川県知事 谷 本 正

靊

- 1相手方
- 122,175円

額

讏

鼎

3 賠償責任発生の事実

運転の小型乗 平成26年12月12日午前1時25分頃、主要地方道宇出津町野線中、鳳珠郡能登町字宇出津山分地内において、道路上の落石に 用自動車が衝突し、同車に損害を与えたもの

### 報告第1号

平成26年度石川県一般会計補正予算(第8号)の専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

平成27年6月9日提出

石川県知事 谷 本 正

靊

専決第24号

平成26年度石川県一般会計補正予算(第8号)

平成26年度の石川県一般会計補正予算 (第8号) は、次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 平成26年度石川県一般会計歳入補正予算」

15 £ 8°

(地方債の補正)

地方債補正」による。 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の変更は、「第2表 删

띰

\*

 $\langle$ 

石川県知事

平成27年3月31日

地方自治法第179条第1項の規定により専決

報告第一号 平成二十六年度石川県一般会計補正予算(第八号)の専決処分の報告について

平成26年度石川県一般会計蔵入補正予算

第1表

550,000 886,000 2,076,512 128, 310, 858 18, 774, 158 10, 296,000 48,648,300 26,430,000 3,010,000 1,418,000 17, 516, 000 24,083,901 減 △印 11111111 107,918 11,512 50,000 50,000 15,000 1,063,918 348,000 370,000 100,000 10,000 13,000 22,901 額 띰 補 537,000 836,000 127, 246, 940 48, 300, 300 26,060,000 18,666,240 2,910,000 1,408,000 10,246,000 17, 501, 000 24,061,000 2,065,000 緻 6 湿 띰 海 斑 稅 斑 斑 珳 斑 郑 斑 対 対 1  $\mathbb{H}$ ৽世 帥 實 N 取 難 **₩** 图 取 取 思 出 业 浜 76 遍 更 発 # 涶 7 重 踵 力 2 共 重 重  $\preceq$ 七 型 型 # 型  $\leftarrow$ 'n 账 业 Ш  $\blacksquare$  $\sim$ 2 9  $\infty$ 6  $\sim$  $\Im$ 斑 対 1  $\prec$ 攡 蔌 癜 大 泄 型  $\approx$ 

135, 377	11,012	132, 547, 788	132, 547, 788	334,541	334,541	72,131	72,131	17,879,848	17,615,178	54,605,565	215,318	3,395,885	10, 144, 913	73,680,000
5, 377	6,012	1, 132, 597	1,132,597	5,459	5,459	1,790	1,790	1,799,863	1,799,863	415,884	51,061	404,115	39, 292	ı
130,000	2,000	131, 415, 191	131, 415, 191	340,000 🛆	340,000 🛆	70,341	70,341	19,679,711	19,415,041	55,021,449	$\bigcirc$ 266, 379 $\bigcirc$	3,800,000	10, 105, 621	73, 680, 000
3石油ガス譲与税	4航空機燃料讓与稅		1地方交付税		1 交通安全対策特別交付金		1 条 附 金		2基金繰入金		1 延滞金、加算金及び過料等	5 収益事業収入	6 雑 入	
		方 交 付 税		交通安全対策特別交付金		番		人		収入				債 (債
		22		6 公副		11 套		12		14 諸				15 県

報告第一号 平成二十六年度石川県一般会計補正予算(第八号)の専決処分の報告について

73, 680, 000 529, 426, 731 報告第一号 平成二十六年度石川県一般会計補正予算(第八号)の専決処分の報告について 1111111 ī I 額 띰 権 73,680,000 529, 426, 731 額 6 湿 띰 補 熏 潚 更 ∢□ 账  $\prec$ 款 癜

報告第一号 平成二十六年度石川県一般会計補正予算(第八号)の専決処分の報告について

報告第一号 平成二十六年度石川県一般会計補正予算(第八号)の専決処分の報告について

	THE STATE OF THE S	ı					補		海 迎 田 田		温	<b>1</b> ⇒				補正後	田田			· 一級			
	Ð	) E	6		随	東	起債の方法	承	₩ <u></u>	讏	臧	6	方 法	贸	度 額	起債の方法	承	₩ <u></u>	讏	瀬の	の方	法	
	公	極	料	備費	,nP•	381,000									379, 000	E O							
	쾯	路	対	備費	просе	649,000									646,000	0							
	砂防地	1	ベり防備	防止施設費	1_4n Vt	206,000									204,000	0							
	榖	湾	6	理	JiD	42,000									29,000	0							
	都市	11111111	画	備費	,tiPr	86,000									89,000	0							
	国国	<b>第災害</b> 犯	复旧費	国直轄災害復旧費負担金	Žist	54,000									52,000	0							
( 26 )	4	施設	災害	復旧費	лРr	359,000									357,000	0							
	**	通	対	策費	,m?r	8,470,000									8, 467, 000	0							
	1	今年	対	策	,пР*	74,000									73,000	0							
		ılııa	盂			73, 680, 000								73	73, 680, 000	0							
	<u></u>																						

報告第2号

石川県税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

平成27年6月9日提出

靊

띰

専決第二十三号

石川県税条例の一部を改正する条例について

石川県税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十七年三月二十一日

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百七十九条第一項の規定により専決

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県税条例の一部を改正する条例

を「百分の三・一」に改める。
七二」に改め、同号ロ中「百分の〇・二」を「百分の〇・三」に改め、同号ハ中「百分の四・三」
分の四・三」を「百分の三・一」に改め、同条第三項第一号イ中「百分の〇・四八」を「百分の〇・同号八の表中「百分の二・二」を「百分の一・六」に、「百分の三・二」を「百分の二・三」に、「百分の三・二」を「百分の○・三」に改め、同号ロ中「百分の〇・二」を「百分の〇・三」に改め、第五十八条第一項中「除く。」の下に「第三項において同じ。」を加え、同項第一号イ中「百分の石川県税条例(昭和二十九年石川県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

今の百五一を「百分の百十」に改め、同号中口をハとし、イの次に次のように加える。改め、同号ハ③中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ハを同号ことし、同号□③中「百份中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」を「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」にに改め、同項第一号イ中「又は車両総重量(道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量(同項に規定する」に、「附則第十二条の二の五第四項から第七項まで」を「附別第十二条の二の五第四項から第七項まで」を「附別第十二条の二の四第一項は、「例別第十二条の二の三第一項中「第七条の規定による登録」を「第七条第一項に規定する新規を助用。を第二十七年三月三十一日」を「平成三十九条第一項に規定する新規を引用。「以「第五十九条の規定による検査(」を「第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定所則第十二条の二の二第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。第七十七条中「又は第二項第一号」を「若しくは第二項第一号」に改める。

- で省令で定めるものおいて同じ。)が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するものロ 車両総重量(道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条に
  - ① 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
  - ② 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分

の一を超えないこと。

③ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率(法附則第十二条の二の 二第二項第四号口③に規定する平成二十七年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この

条において同じ。)に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の二第一項第二号イ③中「百分の百五一を「百分の百十一に改め、同号口③中 「百分の百十一を「百分の百十五」に改め、同号へ3中「百分の百五一を「百分の百十」に改め、 同号に②中「百分の百十一を「百分の百十五」に改め、同条第二項中「附則第十二条の二の五第四 項から第七項まで一を「附則第十二条の二の五第六項から第十一項まで」に、「平成二十七年三月 三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項第一号イ中「又は車両総重量が二・五ト ン以下のバス若しくはトラック一を削り、同号イ③中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」 を「平成三十二年度基準エネルギー消費効率 | に改め、同号ハ3中 「百分の百五 | を 「百分の百十 | に改め、同号へを同号ニとし、同号ロ3中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」の下に「に 百分の百五を乗じて得た数値一を加え、同号中口をいとし、イの次に次のように加える。

- ロ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので 省令で定めるもの
  - ① 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

  - ② 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分 の一を超えないこと。
  - ③ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて
  - 得た数値以上であること。

附則第十二条の二の二第二項第二号イ③中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」の下に「に 百分の百五を乗じて得た数値一を加え、同号口の中「百分の百五一を「百分の百十一に改め、同号 ハ③中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」の下に「に百分の百五を乗じて得た数値」を加

え、同号ニ②中「百分の百五一を「百分の百十」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(前二項又は法附則第十二条の二の

**五第六項から第十一項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自** 動車取得税の税率は、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、第百十 三条及び前条の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合

に適用されるべき第百十三条又は前条に定める率に百分の六十を乗じて得た率とする。

次に掲げるガソリン自動車

- **ィ 乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも** 
  - 該当するもので省令で定めるもの
  - 河 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
  - 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分

- の一を超えないこと。
- た数値以上であること。
  ③ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得
- も該当するもので省令で定めるものロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれに
  - 河 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
  - の一を超えないこと。② 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分
  - ③ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- も該当するもので省令で定めるものい 事両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれに
  - 河 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
  - の一を超えないこと。 ② 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分
- 二 次に掲げる軽油自動車
  - も該当するもので省令で定めるものイ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれに
    - ① 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
    - 物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。 ② 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化
    - ③ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。
  - も該当するもので省令で定めるものロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれに
    - 河 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
    - と数値以上であること。
      ② エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得
  - で省令で定めるものい 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
    - ① 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
    - 及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。図 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物図
    - ③ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

- で省令で定めるもの
  一 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
  - 河 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
  - た数値以上であること。
    ② エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得

附則第十二条の二の二に次の一項を加える。

- に百分の八十を乗じて得た率とする。いてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき第百十三条又は前条に定める率月三十一日までに行われたときに限り、第百十三条及び前条の規定にかかわらず、当該取得につ合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十九年三ものの取得(前三項又は法附則第十二条の二の五第六項から第十一項までの規定の適用がある場次の各号のいずれにも該当するもので省令で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるす ガソリン自動車(乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックであつて、
  - 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

  - 値以上であること。三、エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数

附則第十二条の四第一項中「平成ニナ七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、 同項の表中第二号及び第三号を削り、同表第四号中「の使用する通信」を「が通信」に改め、「受 けている一の下に「同法第二条第二項に規定する」を加え、「自動車で一を「自動車のうち」に、「機 被で省令附則第四条の七第二項一を「ものとして令附則第十条の二の二第二項|に攻め、同表中同 号を第二号とし、第五号を削り、第六号を第三号とし、同表第七号中「附則第四条の七第三項」を 「附則第四条の七第二項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同表中同号を第四号とし、 第八号を削り、第九号を第五号とし、第十号から第十二号までを四号ずつ繰り上げ、同表第十三号 中「さく岩鮻」を「削岩骸」に攻め、同号を同表第九号とし、同表第十四号中「附則第四条の七第 五項一を「附則第四条の七第四項」に改め、同表中同号を第十号とし、第十五号から第十八号まで を四号ずつ繰り上げ、同表第十九号中「附則第四条の七第六項」を「附則第四条の七第五項」に、 「附則第四条の七第七頃」を「附則第四条の七第六項」に改め、同表中同号を第十五号とし、第二 十号を第十六号とし、同表第二十一号中「附則第四条の七第八項」を「附則第四条の七第七項」に 改め、同号を同表第十七号とし、同表第二十二号中「附則第四条の七第九項」を「附則第四条の七 第八項一に改め、同号を同表第十八号とし、同表第二十三号中「たい肥製造業」を「堆肥製造業」 に、「附則第四条の七第十項」を「附則第四条の七第九項」に、「たい肥の」を「堆肥の」に、「又 はたい肥一を「又は堆肥」に改め、同表中同号を第十九号とし、第二十四号を第二十号とし、同条 に改め、同条に次の二項を加える。第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「第七号」を「第四号」

- 同条第三項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。ては、前項の規定により読み替えられた第百二十五条第一項(第三号に係る部分に限る。)及び当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合においては、当該軽油の譲渡につい二の二第十一項で定めるものに基づき、平成三十年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で令附則第十条の4、第一項の表第一号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以
- 場合を含む。)に掲げる事項一とする。今第八条の三十九第一項各号(省令附則第四条の七第十二項の規定により読み替えて適用される定の適用については、同項中「省令第八条の三十九第一項各号に掲げる事項」とあるのは、「省ら 前項の規定の適用がある場合における第二項において準用する第百三十一条の十三第一項の規

密 副

(権行財日)

ここの条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(事業税に関する経過措置)

度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。う。)以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年8 改正後の第五十八条第一項及び第三項の規定は、平成二十七年四月一日(以下「施行日」とい

(自動車取得税に関する経過措置)

従前の例による。 取得税について適用し、施行目前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお
♂ 改正後の附別第十二条の二の二の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車

(軽油引取税に関する経過措置)

- 前の例による。 引取税について適用し、施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従す、改正後の附則第十二条の四第一項の規定は、施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油
- べき軽油引取税について適用する。5 改正後の附則第十二条の四第四項及び第五項の規定は、施行日以後の軽油の譲渡に対して課す

## 報告第3号

# 損害賠償額決定の専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

平成27年6月9日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第1号

損害賠償額の決定について

平成27年1月6日発生の県有車両による交通事故に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

平成27年5月15日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決

ఱ

띰

\*

 $\langle$ 

石川県知事

相手方

額 52,440円

迴

點

3 賠償責任発生の事実

平成27年1月6日午後2時45分頃、小松市園町ヌ48番地先路上において、南加賀保健福祉センター技師柏木ほなみの運転する小型乗用自動車が

■ の運転する小型乗用自動車に追突し、同車に損害を与えたもの

報告第4号

「請負契約の締結について」の議決の一部変更の専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

平成27年6月9日提出

石川県知事 谷 本 正

靊

専決第25号

「請負契約の締結について」の議決の一部変更について

平成27年第1回石川県議会定例会において議決された議決第2号「請負契約の締結について」(いしかわ動物園トキふれあいセンター(仮称)建設

工事 (建築)) のうち、その一部を次のように変更する。

平成27年3月31日

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第180条第1項の規定により専決

删

띰

\*

令

石川県知事

契約金額 [723,600,000円]を「727,488,000円」に改める。

### 報告第5号

# 損害賠償額決定の専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

平成27年6月9日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第4号

損害賠償額の決定について

平成27年4月14日発生の県有車両による交通事故に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

平成27年5月26日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決

ఱ

띰

\*

 $\langle$ 

石川県知事

相手方

31,320円

額

讏

點

3 賠償責任発生の事実

平成27年4月14日午後4時頃、金沢市示野町二80番地駐車場において、工業試験場技師宮川広康の運転する小型貨物自動車が駐車中の

有の普通乗用自動車に衝突し、同車に損害を与えたもの

報告第六号

## 報告第6号

県営住宅の明渡し等請求事件に係る訴えの提起の専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

平成27年6月9日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 専決第5号

県営住宅の明渡し等請求事件に係る訴えの提起について

民事訴訟法(平成8年法律第109号)第133条第1項の規定による訴えを次のとおり提起するものとする。

平成27年5月26日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決

石川県知事 谷 本 正 憲

## | 事件の内容

訴えの相手方	描	え	6	杠	谷	訴えを提起する裁判所
	石川県県営住	(昭和34年石川県	条例第45号	-) 第42条第	名条例(昭和34年石川県条例第45号)第42条第1項第2号の規定に該	金沢地方裁判所
	当する。これに対し、	同項の規定によ	る県営住宅	3の明渡し並	同項の規定による県営住宅の明渡し並びに未納の家賃及び同	
	条第4項の規定による金	による金銭の支払を請求するもの	するもの			
	石川県県営住宅条例第	名条例第42条第1項第2号の規定に該当する	号の規定に	:該当する	に対し、同項の	金沢地方裁判所
	る県営	渡し並びに未納	の家賃及び	河条第4項	住宅の明渡し並びに未納の家賃及び同条第4項の規定による金銭の支	
	払を請求するもの					

報告第六号 県営住宅の明渡し等請求事件に係る訴えの提起の専決処分の報告について

訴えを提起する裁判所	金沢地方裁判所
訴えの内容	石川県県営住宅条例第42条第1項第2号の規定に該当する に対し、同項の規定による県営住宅の明渡し並びに未納の家賃及び同条第4項の規定による金銭の支払を請求するもの
訴えの相手方	

2 訴訟の方針

第一審判決の結果、必要があるときは上訴するものとする。

## 報告第7号

# 損害賠償額決定の専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

平成27年6月9日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第2号

損害賠償額の決定について

平成27年1月25日発生の県有車両による交通事故に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

平成27年5月26日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決

ఱ

띰

\*

 $\langle$ 

石川県知事

相手方

200,000円

額

讏

點

3 賠償責任発生の事実

平成27年1月25日午前3時21分頃、羽咋郡志賀町赤住1番地において、警察本部機動隊巡査安部裕貴の運転する普通特種自動車が

■所有の鋼管柱に衝突し、損害を与えたもの

### 報告第8号

# 損害賠償額決定の専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

平成27年6月9日提出

靊 띰 \*  $\langle\!\langle$ 石川県知事

専決第3号

損害賠償額の決定について

平成27年2月5日発生の県有車両による交通事故に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

平成27年5月26日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決

ఱ

띰

\*

 $\langle$ 

石川県知事

大 # 型型

37,616円

額

迴

點

賠償責任発生の事実  $\approx$ 

所有の軽自動車に衝突し、同車に損害を与えたもの

平成27年2月5日午前11時10分頃、小松市園町へ23番地1駐車場において、警察本部組織犯罪対策課巡査長堀恵介の運転する小型乗用自動車が駐

報告第9号

平成26年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、平成26年度石川県一般会計歳出予算の繰越しについて、次のとおり報告する。

平成27年6月9日提出

## 靊 띰 \* $\langle\!\langle$ 石川県知事

平成26年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書

	EO			I			·
一般財源	58, 095, 00	58, 095, 000	58, 095, 000				23, 154, 444
内 財 源 その他	1,155,000,000	1, 155, 000, 000		1, 155, 000, 000			92, 974, 761
財     源       人     特     定       地方     告	E						25, 529, 000 356, 000, 000
左 未 国 本 (国 本)	421,000,000				421,000,000	421,000,000	25, 529, 000
既 収 入 特金財 湯							
翌 年 蕨 鐵 額 額	14,095	1, 213, 095, 000	58, 095, 000	1,155,000,000	421,000,000	421,000,000	497, 658, 205
繰越明許費 議 決 額	, 095, 000	1, 213, 095, 000	58, 095, 000	1, 155, 000, 000	421,000,000	421,000,000	633, 409, 000
業然			石川県公立大学法 人整備費	消費喚起·生活支援 事業養		原子力防災対策費	
斯		1 総務管理費			5 防災救助費		
禁	2 総 務 費						3 企画県民 文化 費
(45)	)						

報告第九号 平成二十六年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第九号 平成二十六年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書について

			<b>經越田許</b>	翌 年 庚		左の	財源	内票	
款	闽	事業名		- 類	既 収 入特定財源	未 収 国支出金	入 特 定 地 方 債	財源その他	一般財源
	1 企画振興費		589, 201, 000	457, 950, 365	Ξ	25, 529, 000	356,000,000	60, 474, 761	15, 946, 604
		地方創生事業費	20,000,000	20,000,000				20,000,000	
		大学コンソーシアム 石 III 事 業 費	5, 100, 000	5, 100, 000				5, 100, 000	
		いしかわ移住・交流居住 促進事業費	23, 534, 000	23, 534, 000				23, 534, 000	
		情報·通信基盤 整備費費	30, 634, 000	30, 634, 000		25, 529, 000			5, 105, 000
		北陸新幹線建設費	509, 933, 000	378, 682, 365			356, 000, 000	11,840,761	10,841,604
	2 県民文化費		44, 208, 000	39, 707, 840				32, 500, 000	7, 207, 840
		文化財保存修復工 房 整 備 費	11, 708, 000	7, 207, 840					7, 207, 840
		いしかわミュージックアカデミー開催費	1,500,000	1,500,000				1,500,000	
		地方創生事業費	31,000,000	31,000,000				31,000,000	
4 健康福祉費			724, 228, 000	717, 533, 800	474, 425, 000	12,007,000	108, 000, 000	111, 436, 000	11,665,800
	1 高 幣 者		165, 676, 000	162, 363, 000	68, 303, 000		90,000,000		4,060,000
		介護サービス 基盤整備事業費	96, 570, 000	94, 060, 000			90, 000, 000		4,060,000
		介護基盤施設等緊急 整備臨時特例事業費	69, 106, 000	68, 303, 000	68, 303, 000				

	2子育で		457, 970, 000	457, 969, 800	404, 490, 000		18,000,000	34, 700, 000	779, 800
		ワークライフバラン ス 推 進 事 業 費	5, 700, 000	5, 700, 000				5, 700, 000	
		保育環境整備事業費	404, 490, 000	404, 490, 000	404, 490, 000				
		子育て家庭支援 事 業 費	10,000,000	10,000,000				10,000,000	
		地方創生事業費	19,000,000	19,000,000				19,000,000	
		青 少 年 総 合 研 修センター管理運営費	18, 780, 000	18, 779, 800			18,000,000		779,800
	3 障害福祉費		23, 846, 000	20, 465, 000	1,632,000	12,007,000			6,826,000
		社会福祉施設耐震 改 修 等 促 進 臨時特例事業費	2,457,000	2,449,000	1,632,000				817,000
		障害者支援施設等 整 備	21, 389, 000	18,016,000		12,007,000			6,009,000
	4 地域福祉費		76, 736, 000	76, 736, 000				76, 736, 000	
		介護·福祉人材確保 総 合 対 策 事 業 費	5,000,000	5,000,000				5,000,000	
		社会福祉従事職員確保対策費	71, 736, 000	71, 736, 000				71, 736, 000	
5 環 境 費			57, 898, 000	56, 057, 840	9, 546, 000	3, 697, 000			42,814,840
	1 環 境 費		57, 898, 000	56, 057, 840	9, 546, 000	3, 697, 000			42,814,840
		生活排水処理施設整備 普及促進費	550,000	550,000					550,000

報告第九号 平成二十六年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第九号 平成二十六年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書について

			<b>經越田許</b>	翌 年 庠		左の	財源	内訳	
談	鬥	事業名		文   銀   文   銀   文   表	既 収 入 特定財源	未 収 国支出金	葬力	財源その他	一般財源
		下水道対策促進費	7, 394, 000	7,394,000	E	3, 697, 000	Ŧ	Ŧ	3,697,000
		自然公園施設費	49,954,000	48, 113, 840	9, 546, 000				38, 567, 840
6 商工労働費			332, 833, 000	332, 833, 000				332, 833, 000	
	1 商 工 費		166, 720, 000	166, 720, 000				166, 720, 000	
		地方創生事業費	145, 220, 000	145, 220, 000				145, 220, 000	
		伝統産業振興対策費	12, 500, 000	12,500,000				12, 500, 000	
		ニッチトップ企業等育成事業費	3,000,000	3,000,000				3,000,000	
		受注販路開拓事業費	6,000,000	6,000,000				6,000,000	
	2 労 働 費		166, 113, 000	166, 113, 000				166, 113, 000	
		若年者就業支援費	5, 200, 000	5, 200, 000				5, 200, 000	
		地方創生事業費	160, 913, 000	160, 913, 000				160, 913, 000	
7 観 光 費			216, 197, 000	216, 197, 000				216, 197, 000	
	1 観光戦略推進進		216, 197, 000	216, 197, 000				216, 197, 000	
		観光企画推進費	10,000,000	10,000,000				10,000,000	

		誘客キャンペーン 推 進 費	28,000,000	28,000,000				28, 000, 000	
		観光イベント推進事業業	25,000,000	25,000,000				25,000,000	
		コンベンション 推 進	3,000,000	3,000,000				3,000,000	
		観光地活性化推進 事 業 費	10,000,000	10,000,000				10,000,000	
		地方創生事業費	79, 000, 000	79,000,000				79, 000, 000	
		首都圏戦略推進費	15, 397, 000	15, 397, 000				15, 397, 000	
		海外誘客情報発信 事 業 費	45,800,000	45, 800, 000				45, 800, 000	
8 農業者			5, 962, 394, 000 5	5, 528, 303, 557	331, 451, 005	331, 451, 005 3, 837, 896, 598	743,000,000	300, 738, 360	315, 217, 594
	1 農業費		259, 590, 000	250, 633, 000		98, 630, 000		130, 100, 000	21,903,000
		鳥獣害防止対策 事業業費	45,000,000	44, 700, 000		22, 797, 000			21, 903, 000
		経営体育成支援 事 業 費	84, 490, 000	75, 833, 000		75, 833, 000			
		地方創生事業費	130, 100, 000	130, 100, 000				130, 100, 000	
	2 畜産業費		163, 071, 000	70, 152, 000		70, 152, 000			
		家畜生産対策事業費	163, 071, 000	70, 152, 000		70, 152, 000			
	3 農 地 費		1,718,930,000 1,717,605,439	,717,605,439	105, 392, 040	105, 392, 040 1, 070, 520, 598	398, 000, 000	89, 638, 200	54, 054, 601

報告第九号 平成二十六年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第九号 平成二十六年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書について

			<b>經被田許</b>	翌 在 库	: 唐		財源内	内	
款	闽	事業名	議決額	- 瀚	既 収 入特定財源	未 収国支出金	入	財源その他	一般財源
		県営ほ場整備事業費	195, 027, 000	195, 018, 560	Ξ'.	107, 258, 200	51,000,000	29, 252, 400	7, 507, 960
		県 営 土 地 改 良総合整備事業費	102, 169, 000	102, 167, 480		56, 191, 850	22,000,000	20, 433, 400	3, 542, 230
		広域 営農 団地 農道整備事業費	682, 340, 000	681, 038, 000	100, 250, 700	344, 194, 070	212,000,000		24, 593, 230
		農村総合整備事業費	3,315,000	3,315,000		2, 550, 000			765,000
		棚田保全整備事業費	21, 701, 000	21,700,500		15, 913, 700			5, 786, 800
		県営かんがい排水事業費	14, 695, 000	14, 691, 639		7,987,500	3,000,000	2, 708, 800	995, 339
		基幹水利施設予防 保全対策事業費	13, 188, 000	13, 186, 800	2,205,600	7, 143, 900	2,000,000	539, 250	1, 298, 050
		県営中山間地域 総合整備事業費	3,854,000	3,853,600		2,119,150	1,000,000	577, 950	156, 500
		国営造成揚水施設等管 理 事 業 費	10, 507, 000	10, 505, 000	630, 300	3,949,278			5, 925, 422
		再生可能エネルギー 導 入 促 進 費	346, 830, 000	346, 829, 500		346, 829, 500			
		老朽ため 整備事業費	182, 704, 000	182, 700, 240	2,305,440	100, 484, 450	52,000,000	26, 926, 400	983, 950
		地すべり対策事業費	50, 600, 000	50, 599, 120		25, 299, 000	23,000,000		2,300,120
		農業用施設石綿対策 特 別 事 業 費	92, 000, 000	92,000,000		50, 600, 000	32,000,000	9, 200, 000	200,000
	4 林 業 費		3,289,277,000	3,029,666,918	223, 307, 065	223, 307, 065 2, 215, 361, 000	281,000,000	75,000,160	234, 998, 693

		造林事業費	621, 668, 000	553, 782, 070		329, 270, 720	58, 000, 000		166, 511, 350
		いしかわ森林環境基金事業費	513, 785, 000	353, 711, 345	206, 307, 065	147, 404, 280			
		森林整備·林業 活 性 化 事 業 費	1,460,587,000	1,460,587,000	17,000,000	17, 000, 000 1, 443, 587, 000			
		地方創生事業費	44,800,000	44,800,000				44,800,000	
		全 国 植 樹 祭 推 進 事 業 費	63, 420, 000	42, 559, 640					42, 559, 640
		林道開設事業費	35, 165, 000	35, 165, 000		24, 904, 000			10, 261, 000
		県営林道開設事業費	209, 287, 000	202, 734, 400		103, 685, 000	63,000,000	30, 200, 160	5, 849, 240
		過疎地域代行林道 開 設 事 業 費	38, 057, 000	36, 421, 000		18, 757, 000	16,000,000		1,664,000
		山地沿山事業費	260,041,000	257, 440, 423		126, 519, 000	124,000,000		6, 921, 423
		防災林整備事業費	2,910,000	2, 909, 400		1,455,000	1,000,000		454, 400
		水源地域整備事業費	39, 557, 000	39, 556, 640		19, 779, 000	19,000,000		777, 640
I	5 水産業費		531, 526, 000	460, 246, 200	2,751,900	383, 233, 000	64,000,000	6,000,000	4, 261, 300
		人工 礁 油 場 東 東 東 東 東 東 東	61,000,000	60, 184, 000		30, 092, 000	30,000,000		92,000
		漁業経営構造改善事業費	255,000,000	255,000,000		255,000,000			
		地方創生事業費	6,000,000	6,000,000				6,000,000	

報告第九号 平成二十六年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第九号 平成二十六年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書について

						細報田許費	翌 任 庫		左 の	財源	内部	
蒙	画	#	**	夲			- 黧	既 収 入特定財源	未 収 国支出金	华七,	彩。	一般財源
		漁	<b>%</b>	鉄	曹	179, 220, 000	117, 716, 200	I	85, 968, 000	29,000,000	Ŧ	2,748,200
		漁港	以	颡	<b>麒</b>	26, 846, 000	18, 346, 000	2, 751, 900	9, 173, 000	5,000,000		1,421,100
		市事	漁港田	対対対	<b>無</b> 數	3,460,000	3,000,000		3,000,000			
9 土 木 費						19, 997, 154, 000 16, 210, 630, 871	6, 210, 630, 871	942, 022, 228	3, 707, 434, 692	5, 889, 000, 000	942, 022, 228 3, 707, 434, 692 5, 889, 000, 000 2, 139, 976, 752 3, 532, 197, 199	3, 532, 197, 199
	2 道 路 橋りょう費					10, 761, 914, 000   9, 846, 921, 552	9,846,921,552	827, 652, 163	1, 979, 090, 621	3, 287, 000, 000	827, 652, 163 1, 979, 090, 621 3, 287, 000, 000 1, 965, 437, 500 1, 787, 741, 268	1, 787, 741, 268
		風	以	鉄	一	1,091,000,000	1,029,736,000		272, 114, 860	450,000,000		307, 621, 140
		地方	道改	鉄	黄	3, 724, 500, 000	3, 585, 398, 000		922, 347, 548	922, 347, 548 1, 603, 000, 000		1,060,050,452
		橋り。	ようさ	補修	暫	388, 700, 000	347, 574, 110		202, 163, 031	138,000,000		7, 411, 079
		道路多	災害	所 除	麒	1, 036, 020, 000 1, 017, 404, 615	1,017,404,615		272, 172, 497	465,000,000		280, 232, 118
		交通	安全加	施設	麒	94, 200, 000	77, 474, 838		46, 484, 904	28,000,000		2, 989, 934
		舗装	集	颥	麒	7, 500, 000	7, 260, 400		4,356,240	2,000,000		904, 160
		香事りよ	が業	う長寿命業	<del>分</del>	408, 394, 000	320, 747, 194		162, 797, 031	144,000,000		13, 950, 163
		道成路兼	シ命エ化	ッ事で	類暫	85,000,000	71, 762, 540		44, 349, 250	25,000,000		2,413,290
		イン・イン・	ンネル修繕事業費	事 事	<b> 一 </b>	133, 000, 000	103, 726, 600		52, 305, 260	47,000,000		4, 421, 340

	いしかわ広域交流 幹線軸道路整備 事業整費	711,000,000	617, 264, 000	616, 868, 781				395, 219
	観光石川周遊回廊整備事業費	6,000,000	2,000,000	168, 974		1,000,000		831,026
	安全·安心道路整備事業費	40, 500, 000	40,000,000	3, 915, 695		32,000,000		4,084,305
	県単道路改良費	387, 500, 000	342, 644, 000	42, 230, 281		228,000,000	6, 437, 500	65, 976, 219
	県 水 送 水 管耐 震化事業費	1,773,000,000	1, 570, 000, 000				1, 570, 000, 000	
	道路受託事業費	389, 000, 000	389,000,000				389, 000, 000	
	のと里山海道 景観対策費	30, 000, 000	13,000,000			11,000,000		2,000,000
	県単道路特別整備費	28, 200, 000	14,684,320	1,468,432		10,000,000		3, 215, 888
	道路環境改善整備事業費	396, 600, 000	275, 354, 684	163,000,000		86,000,000		26, 354, 684
	県単交通安全施設費	17,800,000	8, 030, 251			6,000,000		2,030,251
	災害に強い道路整備事業費	14,000,000	13,860,000			11,000,000		2,860,000
3 河川海岸費		6, 594, 481, 000	4, 298, 953, 952	9,348,582	9, 348, 582 $ 1, 154, 489, 826 2, 043, 000, 000$	2, 043, 000, 000	92, 241, 450	999, 874, 094
	広域河川改修費	3, 440, 780, 000	1, 785, 451, 000		446, 361, 280	813,000,000		526, 089, 720
	河川環境整備費	25,000,000	20,000,000		9, 666, 260	9,000,000		1, 333, 740
	情報基盤緊急整備事業費	5, 700, 000						

報告第九号 平成二十六年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第九号 平成二十六年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書について

		:	繰越明許費	翌年度	き 度 【 左 の	左の	財 源 内		
菜	画	事業名		凝	既 収 入特定財源	未 収 国支出金	入 特 定 地 方 債	財源その他	一般財源
		都市基盤河川改修費	40,000,000	20,619,000	Ŧ	Ŧ	20, 000, 000	£	619,000
		河川改良受託事業費	25,000,000	21,000,000				21,000,000	
		堰堤改良費	237,000,000	179, 650, 000	371, 762	42, 416, 288	59,000,000	71, 241, 450	6, 620, 500
		緊急県単河川防災費	133, 000, 000	92, 330, 000			92, 000, 000		330,000
		通常砂防事業費	1, 297, 255, 000	1, 297, 255, 000   1, 168, 342, 939		293, 005, 275	533,000,000		342, 337, 664
		地すべり対策事業費	191,009,000	135, 924, 240		67, 750, 620	64,000,000		4, 173, 620
		急傾斜地崩壊対策事業費	458, 094, 000	301, 074, 373	8, 976, 820	68, 777, 863	127,000,000		96, 319, 690
		災害関連緊急砂防事業費	123, 843, 000	114, 606, 000		76, 404, 000	34,000,000		4, 202, 000
		県単急傾斜地崩壊 対 策 事 業 費	89,000,000	83, 997, 560			83,000,000		997, 560
		緊急土砂災害対策費	92, 000, 000	75, 448, 840			75,000,000		448,840
		海岸侵食対策費	306, 800, 000	217, 700, 000		108, 789, 040	95,000,000		13, 910, 960
		千里浜再生 プロジェクト推進費	130,000,000	82, 810, 000		41, 319, 200	39,000,000		2,490,800
	4 港 湾 費		196, 178, 000	167, 490, 600		36, 973, 200	74, 000, 000	32, 287, 640	24, 229, 760
		港湾修繕費	10,468,000	10,468,000				2,617,000	7,851,000

	金沢港埋立地整備事業費	48, 808, 000	26, 281, 000			16,000,000		10, 281, 000
	金沢港大水深岸壁整 備 促 進 費	31, 370, 000	29, 260, 000		8, 028, 000	13,000,000	6, 244, 000	1, 988, 000
	港湾改修費	10, 225, 000	10, 200, 000		4,080,000	3,000,000	3,060,000	60,000
	港湾補修費	28, 563, 000	24, 537, 600		8, 179, 200	11,000,000	3,680,640	1,677,760
	港湾環境整備費	66, 744, 000	66, 744, 000		16,686,000	31,000,000	16,686,000	2,372,000
5 都市計画費		2,418,851,000	1,875,023,567	105, 021, 483	528, 922, 045	472,000,000	50,010,162	719, 069, 877
	土地区画整理事業費	136, 400, 000	85, 113, 718		49, 988, 231		16, 662, 744	18, 462, 743
	街路事業費	1,772,429,000	1, 487, 271, 003	101, 297, 383	391, 965, 994	319,000,000	27, 159, 278	647, 848, 348
	県単街路事業費	59, 422, 000	40,448,960	3, 724, 100		23,000,000	6, 188, 140	7, 536, 720
	兼六園下交差点周辺 整 備 事 業 費	47, 500, 000	30, 785, 360			23,000,000		7, 785, 360
	犀川緑地整備費	11,000,000	6,847,200		3, 423, 600	3,000,000		423, 600
	本多の森公園整備費	36,000,000	31, 772, 000		15,661,000	14,000,000		2,111,000
	能登歴史公園整備費	44, 800, 000	7,749,620		3,024,810	4,000,000		724,810
	白山ろくテーマパーク 整 備 費	14,000,000						
	金沢城公園整備費	65, 900, 000	48, 200, 000		17, 350, 000	25,000,000		5,850,000

報告第九号 平成二十六年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第九号 平成二十六年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書について

			場が旧字費	図 作 庫		4	財源	内語	
款	河	事業名	藤沖箱	対   対	既 収 入 特 守 財 海	末 収 国本出令	禁七	対源から他	一般財源
		公園施設安全安心 対 策	8,050	95, 016, 820	E	47, 508, 410			4, 508, 410
		県単公園事業費	43, 350, 000	41, 818, 886			18,000,000		23, 818, 886
	6 建築住宅費		25, 730, 000	22, 241, 200		7, 959, 000	13,000,000		1, 282, 200
		県営住宅改善事業費	25, 730, 000	22, 241, 200		7,959,000	13,000,000		1,282,200
11 教育費			168, 366, 000	168, 365, 720			124,000,000	30, 500, 000	13, 865, 720
	1 教育総務費		27, 500, 000	27, 500, 000				27, 500, 000	
		未来の職業人プロジェクト事業費	8,000,000	8,000,000				8,000,000	
		地方創生事業費	19, 500, 000	19, 500, 000				19, 500, 000	
	3 高等学校費		137, 866, 000	137, 865, 720			124,000,000		13, 865, 720
		金沢桜丘高等学校 整 備 費	137, 866, 000	137, 865, 720			124, 000, 000		13, 865, 720
	5 社会教育費		3,000,000	3,000,000				3,000,000	
		いしかわ歴史遺産 推 進 事 業 費	3,000,000	3,000,000				3,000,000	
12 災害復旧費			561, 481, 000	398, 735, 214		306, 218, 658	90, 000, 000		2, 516, 556
	農林水産業 1 施 設 災 害 復 旧 費		247, 482, 000	144, 839, 214		143, 160, 214	1,000,000		679,000

25, 760, 410, 207 1, 757, 444, 253 8, 313, 782, 948 7, 310, 000, 000 4, 379, 655, 873 3, 999, 527, 153	7, 310, 000, 000	8, 313, 782, 340	1, /5/, 444, 255	.5, /60, 410, 20/	30, 288, 033, 000		<b>[</b> ¤
700,000	7,000,000			7, 200, 000	7, 300, 000	災 害 復 旧 費	
268,000	2,000,000			2, 268, 000	2,900,000	26年発生県単土木災 害 復 旧 曹	
68,000	9,000,000	17, 030, 000		26,098,000	26, 099, 000	26 年発生港湾 災害復旧費	
475, 685	71,000,000	130, 554, 315		202, 030, 000	260, 000, 000	26年発生土木施設 災 害 復 旧 費	
1,025,871	7,000,000	15,474,129		23, 500, 000	25,000,000	25年発生土木施設 災 害 復 旧 費	
1,837,556	89,000,000	163, 058, 444		253, 896, 000	313, 999, 000		2 土木施設 災害復旧費
275,000		61,481,000		61, 756, 000	73, 270, 000	26 年発生林道 災害復旧費	
404,000	1,000,000	2,808,000		4,212,000	4,212,000	26年発生地すべり 災 害 復 旧 費	
		78, 871, 214		78, 871, 214	170, 000, 000	26年発生団体営 災害復旧費	

報告第九号 平成二十六年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書について

	           	10号												
	<del>算</del>	平成26年度石川県一般会計事故繰越し繰越計算書。	県一般	会計事故	、繰越し繰	~~	2002							
	地方自ずる。	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項の規定にる。	和22年政	今第16号)	第150条第3		より、平成20	より、平成26年度石川県-	一般会計歲出	-般会計歳出予算の事故繰越しについて、次のとおり報告	噪越したつい	て、次のと	おり報告	
	平成2	平成27年6月9日提出	提出											
										石川県知事	<b>∜</b> □	<del>\</del>	制	
(59)					151	平成26年度石川	川県一般会計	般会計事故繰越し繰越計算書	越計算書					
	禁	一一	#	*	支出負担 行 為 額	左の支出済額	大       票         浴       出         箔       額	太出負担 行 為 予 定 額	翌年廃離越額	左 の 既 収 入 特定財源	財源内       未収入       特定財源	訳 一般財源	説明	Ш
	8 農林 水産業費	12 10-1		1	H ., 982, 096, 836	1, 982, 096, 836 1, 822, 125, 484	н 159, 971, 352	E	н 159, 971, 352	н 159, 971, 352	E	E		
		4 林 業 費			., 982, 096, 836	1, 982, 096, 836 1, 822, 125, 484	159, 971, 352		159, 971, 352	159, 971, 352				
			森林整1活 住化	森林整備·林業 活性化事業費	., 982, 096, 836	1, 982, 096, 836 1, 822, 125, 484	159, 971, 352		159, 971, 352	159, 971, 352			豪雪により工事の施工 に不測の日数を要した ため	油た
	9 上 木 費	110			550, 600, 000	529, 994, 800	20, 605, 200		20, 605, 200		19, 302, 600	1,302,600		
		2 道 路			550, 600, 000	529, 994, 800	20, 605, 200		20, 605, 200		19, 302, 600	1,302,600		
			橋りょ	橋りょう補修費	550, 600, 000	529, 994, 800	20, 605, 200		20, 605, 200		19, 302, 600	1,302,600	豪雨により工事の施工   1,302,600  に不測の日数を要した   ため	油され

報告第十号 平成二十六年度石川県一般会計事故繰越し繰越計算書について

報告第十号 平成二十六年度石川県一般会計事故繰越し繰越計算書について

)			工事現場に災害が発生 し、工事の施工に不測 の日数を要したため	
重	E		工事現 し、工 の日数	009
訳  一般財源				1, 302, 600
) 財源内 未収入 特定財源	18,647,000	18,647,000	18,647,000	37, 949, 600
左 の 既 収 入 特定財源	E			159, 971, 352
翌年度繰越額	18, 647, 000	18,647,000	18, 647, 000	199, 223, 552
支出負担       行     為       予     額	E			
計 済 額	18, 647, 000	18, 647, 000	18, 647, 000	199, 223, 552
	166, 855, 000	166, 855, 000		
支出負担         行為額       3	$\begin{vmatrix} & & & & & & & & & & & & & & & & & & &$	185, 502, 000 16	185, 502, 000 166, 855, 000	2, 718, 198, 8362, 518, 975, 284
** **********************************			25年発生林道 災害復旧費 19	2, .
#		All film new		抽
道		農林水産業 1 施 設 災 害 復 旧 費		
款	12 災害復旧費			₫□

第11
語
辯

平成26年度石川県流域下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、平成26年度石川県流域下水道特別会計歳出予算の繰越しについて、次のとお り報告する。

平成27年6月9日提出

## 石川県知事 谷 本 正

平成26年度石川県流域下水道特別会計繰越明許費繰越計算書

ఱ

Ŧ		Im :		I	I		
	一般会計なる総数人	409,394	409, 394			409, 394	409, 394
内計	財源やの他	46, 753, 627	46, 753, 627	7, 544, 233	10,800,000	28, 409, 394	46, 753, 627
財源	特方	47,000,000	47,000,000	8,000,000	11,000,000	28,000,000	47, 000, 000
4	当田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	н 167, 125, 869	167, 125, 869	22, 546, 333	43, 200, 000	101, 379, 536	167, 125, 869
	既 収 入 特定財源	E					
汲 存 庫	1	261, 288, 890	261, 288, 890	38, 090, 566	65,000,000	158, 198, 324	261, 288, 890
編制田学	森 議 決 額	261, 292, 000	261, 292, 000	38, 092, 000	65,000,000	158, 200, 000	261, 292, 000
	事業名			梯 川 処 理 区建 設 費	大聖寺川処理区建 設	犀川処理区建 誤費	丰
	通		1建設費				
	溗	1 売域下水道 1 事業費					∢□

報告第十一号 平成二十六年度石川県流域下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について

平成27年6月9日提出 公営競馬費 1 公営競馬費
---------------------------------

報告第十二号 平成二十六年度石川県公営競馬特別会計繰越明許費繰越計算書について

	って、次のとお		刊		記	E				
	製したしい		⟨		は対対	000	000	000	000	
	5出予算の滲				財     源       人     特       地     方	н 146, 000, 000	146,000,000	146,000,000	146, 000, 000	
	整備特別会計 <code-block></code-block>		石川県知事	計算書	左 来 国支出金	H				
P	度石川県港湾			操越明許費繰越	既 収 入 特定財源	E				
計算書につい	こより、平成26年			川県港湾整備特別会計繰越明許費繰越計算書	翌年度	н 146, 000, 000	146, 000, 000	146,000,000	146, 000, 000	
越明許費繰越	条第2項の規定に			平成26年度石川県港	繰越明許費 議 決 額	186, 000, 000	186,000,000	186,000,000	186, 000, 000	
別会計繰	号)第146%			平	名			町		
湾整備特	年政令第16				事			整備	盂	
第13号 平成26年度石川県港湾整備特別会計繰越明許費繰越計算書について	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、平成26年度石川県港湾整備特別会計歳出予算の繰越しについて、次のとお報告する。	平成27年6月9日提出			通		2 整 備 費			
報告第13号平文成26	地方自治法り報告する。	平成27年			款	】 港 湾 整 備 事 業 費			₫¤	

報告第十三号 平成二十六年度石川県港湾整備特別会計繰越明許費繰越計算書について

			1m1.	
留			:不測の日数を勇	
沿			関係機関との調整に不測の日数を要 したため	
翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	E			
額	891	289		
	<sub>н</sub> 541, 891	541,687		
人 用	47	47		
定金	H 477, 120	477, 120	477, 120	
たの財源内訳企業債留保益	9, 987, 165, 000 $\left 8,431,145,989\right $ 1, 555, 477, 120 $\left 1,555,000,000\right $	1,555,000,000	送水施設建設 4,040,000,000 2,484,522,880 1,555,477,120 1,555,000,000 改 良 事 業 費	
翌年度繰越越額	н 1, 555, 477, 120	1, 555, 477, 120	1, 555, 477, 120	
支払義務 発発 生額	8, 431, 145, 989	3, 350, 575, 193	2, 484, 522, 880	
予算計上額	9, 987, 165, 000	4, 906, 594, 000 3, 350, 575, 193 1, 555, 477, 120 1, 555, 000, 000	4,040,000,000	
業名		J	水施設建設 良事業費	
<del>                                     </del>			送改	
通		1 健 設 改良費		
蒙	資本的 支 出			

## 報告第14号

平成26年度石川県水道用水供給事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により、平成26年度石川県水道用水供給事業会計予算の繰越しについて、次のとおり 報告する。

平成27年6月9日提出

平成26年度石川県水道用水供給事業会計予算繰越計算書

刪

띰

\*

 $\langle\!\langle$ 

石川県知事

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

報告第十四号 平成二十六年度石川県水道用水供給事業会計予算繰越計算書について

関係機関との調整に不測の日数を要 したため 関係機関との調整に不測の日数を要 したため 田 點 翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額 44, 998, 845 32, 734, 098 30, 283, 347 額 田  $\leftarrow$ 48, 198, 800 48, 198, 800 48, 198, 800 定余 訳勘箵 油保 捐留 14, 522, 880 14, 522, 880 14, 522, 880 0 ب 1111111 受収 62, 721, 680 62, 721, 680 14, 522, 880 48, 198, 800 緻 虔 件 類 滐 密 地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額 177,1205, 555, 113, 000|5, 447, 392, 475 4, 968, 231, 000 4, 889, 748, 853 162,400,000|5,066,944,222赘 額 業 # K 発 †X 14, 700, 000 予算計上額 原水費、 静水 費及び送水費 貫 谷 # H 業 1111<u>1</u> # 区区 業用 南 営費 水水 連供 用給業 用 蔌